

平成 30 年 1 月  
国 税 庁

## 平成 29 年度改正 外国子会社合算税制に関する Q & A

平成 29 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 114 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年財務省令第 24 号）により、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等の改正がされました。

これらの改正は、原則として、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額等に係る課税対象金額等について適用されます。

この Q & A は、その改正内容等のうち、①特定外国関係会社の判定、②対象外国関係会社の判定における経済活動基準、③部分対象外国関係会社の部分合算課税の対象範囲についての疑問点や典型的な例をまとめ、Q & A 形式のパンフレットとして作成したものです。

(注) パンフレットの内容は、平成 30 年 1 月 31 日現在成立している法人税に関する法令に基づき作成しています。

## 《 目 次 》

はじめに.....	4
I ペーパー・カンパニー等について.....	5
(1) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準について .....	6
Q1 子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合 .....	8
Q2 関係会社の事務所の一室を賃借して子会社の事業の進捗への関与等を行っ ている場合.....	8
Q3 主たる事業を行うに必要な固定施設を有していると認められない場合 .....	9
(2) ペーパー・カンパニーの判定における管理支配基準について .....	9
Q4 役員が兼務役員である場合 .....	11
Q5 一部の業務につき親会社等に確認を求めることがある場合 .....	11
Q6 事業計画の策定は親会社等が行い、外国関係会社の役員はその策定された 計画に従って職務を執行しているのみである場合.....	12
Q7 業務の一部を委託している場合 .....	13
Q8 外国関係会社の事業が工業所有権に係る使用料を得ることのみである場合.....	13
II 対象外国関係会社の判定に係る経済活動基準における航空機リースについて .....	15
Q9 事業基準から除外される航空機リース会社における「通常必要と認められる 業務」の範囲.....	15
Q10 通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定.....	17
III 部分適用対象金額に係る合算課税の対象範囲について.....	18
Q11 「受動的所得」である受取利子等のうち活動の実体がある場合として除外さ れるグループファイナンスに係る利子の要件における通常必要と認められる業 務の範囲.....	18
Q12 グループファイナンスに係る利子の要件における「通常必要と認められる業 務の全て」が当該事業年度内に行われていない場合において、役員又は使用 人が業務の全てに従事しているかどうかの判定.....	20
Q13 デリバティブ取引に係る損益の額 .....	21
Q14 商品先物取引業の通常必要と認められる業務の範囲.....	23
Q15 外国為替差損益がある場合の取扱い .....	25

## [ 略 語 ]

この「平成 29 年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A」の文中で用いている略語は次のとおりです。

措置法…………… 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）による改正後の租税特別措置法

措置法令…………… 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 114 号）による改正後の租税特別措置法施行令

措置法規…………… 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年財務省令第 24 号）による改正後の租税特別措置法施行規則

措通…………… 租税特別措置法関係通達（法人税編）

## はじめに

外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度です。

平成 29 年度改正前の外国子会社合算税制には、外国子会社の租税負担割合が 20%以上であれば、実体がない場合であっても、制度が適用されない一方、租税負担割合が 20%未満であれば、実体のある事業を行っている場合であっても、その所得が、親会社の所得に合算されてしまう場合がある、といった問題があったところであり、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的な考え方にに基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応する観点から、見直しが行われています。

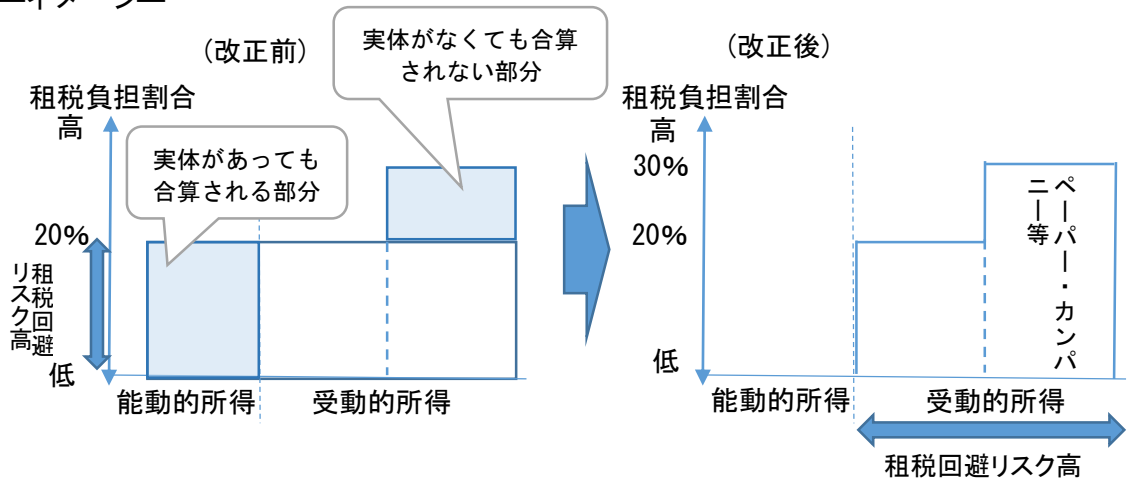
具体的には、租税回避リスクを、改正前の外国子会社の租税負担割合により把握する制度から、所得や事業の内容によって把握する制度に改められています。

これにより、従来は制度の対象外であった租税負担割合 20%以上の外国子会社について、一見して明らかに、利子・配当・使用料等の「受動的所得」しか得ておらず、租税回避リスクが高いと考えられるペーパー・カンパニー等である場合には、外国子会社合算税制の対象とされています。

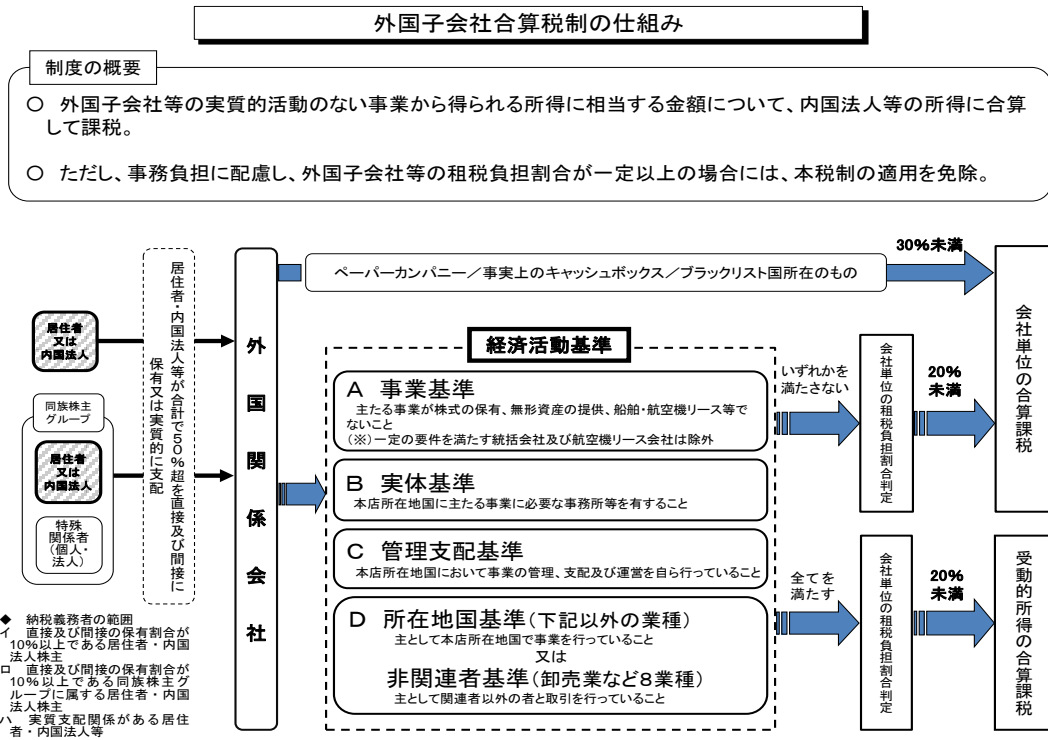
他方で、経済活動の実体のある事業から得られた、いわゆる「能動的所得」は、外国子会社の租税負担割合にかかわらず合算対象外とされています。

また、企業の事務負担を軽減する観点から、改正前の制度との継続性を踏まえつつ、租税負担割合 20%以上の外国子会社は、ペーパー・カンパニー等に該当する場合を除き、制度の適用を免除することとされています。

イメージ



改正後の外国子会社合算税制の概要は以下のとおりとなります。



I ペーパー・カンパニー等について

平成29年度改正後の本制度では、次に掲げる外国関係会社（措置法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社をいいます。以下同じです。）は受動的所得しか得ていないような租税回避リスクの高い外国関係会社であるため特定外国関係会社（措置法第66条の6第2項第2号に規定する特定外国関係会社をいいます。以下同じです。）と定義し、会社単位で合算課税の対象とすることとされています。

ただし、この類型に該当する場合であっても、租税負担割合が 30%以上であるときには、適用除外とされています。

- ① 活動の実体がない外国関係会社（ペーパー・カンパニー）
  - ② 総資産に比して「受動的所得」の占める割合が高い外国関係会社（事実上のキャッシュ・ボックス）
  - ③ 情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国等（ブラック・リスト国）に所在する外国関係会社
- なお、特定外国関係会社の判定基準は以下のとおりとなります。

### 特定外国関係会社

#### 1 ペーパー・カンパニー

次のいずれにも該当しない外国関係会社

##### (1) 実体基準

主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している外国関係会社（同様の状況にある一定の外国関係会社を含む。）

##### (2) 管理支配基準

その本店所在地においてその事業の管理・支配等を自ら行っている外国関係会社（同様の状況にある一定の外国関係会社を含む。）

（注）税務当局が求めた場合に、上記(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類等の提出がない場合には、上記(1)又は(2)に該当しないものと推定されます。

#### 2 事実上のキャッシュ・ボックス

総資産の額に対する一定の受動的所得（※）の割合が 30%を超える外国関係会社  
ただし、総資産の額に対する一定の資産の額の割合が 50%を超えるものに限りです。

（※）一定の受動的所得の範囲

	受取 配当等	受取 利子等	有価証券 貸付対価	有価証券 譲渡損益	デリバ ティブ 取引損益	外国為替 差損益	その他の 金融所得	固定資産 貸付対価	無形資産等 使用料	無形資産等 譲渡損益	異常 所得
事業会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
外国金融 子会社等	○ (異常資本に係る所得)							○	○	○	×

↑ ↑  
いずれか多い金額

（注）各受動的所得の金額は、部分合算対象所得を計算するとした場合の部分合算対象所得。例えば、受取配当等については、持株割合 25%以上の配当を除外した金額。

#### 3 ブラック・リスト国所在外国関係会社

情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国・地域（※）に本店等を有する外国関係会社  
（※）財務大臣による指定（告示）。

#### (1) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準について

ペーパー・カンパニーについては、特定外国関係会社に該当するものとして会社単位で合算課税の対象とすることとされています。その判定基準の一つである実体基準（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(1)の要件をいいます。以下

同じです。)は、対象外国関係会社(措置法第66条の6第2項第3号に規定する対象外国関係会社をいいます。以下同じです。)を判定する際の経済活動基準(改正前の適用除外基準)における実体基準と同様に、独立した企業としての活動の実体を有するのかを判定する基準となっています。

この実体基準の内容は、外国関係会社が主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設の存在という物的な側面から独立した企業としての活動の実体を有するのかを判定するものです。

ここでいう固定施設とは、単なる物的設備ではなく、そこで人が活動することを前提とした概念であるため、外国関係会社の事業活動を伴った物的設備である必要があると考えられます。例えば、外国関係会社が主たる事業として不動産賃貸業を行っている場合における賃貸不動産は、一般的に借主が居住等の用に供するものであって、外国関係会社が事業活動を行うものではないため、実体基準における固定施設には該当しないと考えられます。なお、不動産賃貸業の場合には、外国関係会社が賃貸借契約の締結等といった事業活動を行う事務所等が固定施設に該当すると考えられます。

また、外国関係会社が有する固定施設が主たる事業を行うに必要と認められるかは、主たる事業の業種や業態に応じてその態様は異なるものであるため、例えば、小売業なら店舗、製造業なら工場などが該当すると考えられる一方で、それ以外の事業についてどのような機能・用途を有する固定施設を要するのか、あるいはどの程度の規模の固定施設を要するのかは、その主たる事業の内容、その事業に係る活動の内容などから個別に判断することとなります。

なお、実体基準は、主たる事業を行うために必要と認められる固定施設が「有る」か「無い」かによって判定しますので、外国関係会社が固定施設について所有権を有する必要は無く、賃借により使用している場合であっても固定施設を有していることとなります。

ところで、実体基準は、外国関係会社が主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有しているかどうかにより判定をすることとなりますので、外国関係会社の有する固定施設が、①主たる事業に使用されていない場合や、②主たる事業を行うために必要と認められないものである場合には、実体基準を満たさないこととなります。更に、主たる事業が人の活動を要しない事業である場合には、主たる事業を行うに必要と認められる固定施設は有していないこととなります。

この実体基準と下記(2)の管理支配基準(措置法第66条の6第2項第2号イ(2)の要件をいいます。以下同じです。)のいずれにも該当しない場合には、特定外国関係会社に該当し、租税負担割合が20%以上であっても、会社単位での合算課税の対象となります。

(注) 改正前の適用除外基準における実体基準では固定施設が本店所在地国(措置法第66条の6第2項第2号イ(2)に規定するものをいいます。以下同じです。)に所在することが要件とされていましたが、それを除けば、改正前の適用除外基準における実体基準と改正後のペーパー・カンパニーに係る実体基準の内容に変更はありませんので、今回のQ&Aは、従来の取扱いを変更するものではありません。

#### Q1 子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合

内国法人であるP社(商社)は、F国において発電事業を営むA社の事業の管理等を行う目的で、F国にA社を子会社とするS社(P社の外国関係会社に該当します。)を設立しました。S社は、単にA社の株式を保有するだけでなく、F国において事務所を賃借し、その役員及び使用人はその事務所においてA社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に従事しています。

このような場合において、S社は実体基準を満たすことになりますか。

(注) S社の当該事業年度の租税負担割合は25%となっています。

A 本件については、S社の役員及び使用人がA社の行う設備投資や事業の進捗への関与等の業務に従事するために、賃借した事務所を使用していることですので、その賃借した事務所は主たる事業を行うに必要と認められる固定施設に該当し、S社は実体基準を満たすものと考えられます。

#### Q2 関係会社の事務所の一室を賃借して子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合

上記Q1のケースにおいて、S社はその業務にS社の役員及び使用人を従事させるため、F国に所在し、P社の外国関係会社に該当するB社の事務所の一室を賃借しており、S社の役員及び使用人はその事務所の一室においてA社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に従事しています。

このような場合において、S社は実体基準を満たすことになりますか。

A 本件については、S社が事務所として使用するの、B社の事務所の一室であるということですが、A社の行う設備投資や事業の進捗への関与等の業務を行うのにその一室で十分であり、S社の役員及び使用人がこれらの業務等に従事するためにその一室を使用しているのであれば、その事務所の一室は主たる事業を行うに必要と認められる固定施設に該当し、実体基準を満たす



と考えられます。

更に、外国関係会社の中には、事務所の一室の中の一画を使用して事業活動を行うといった場合もありえます。このような場合であっても、その事業活動を行うのにその一画で十分であり、その一画を使用して役員又は使用人が主たる事業に係る活動を行っているという実態があるのであれば、その一画は主たる事業を行うに必要なと認められる固定施設に該当すると考えられます。

### Q3 主たる事業を行うに必要な固定施設を有していると認められない場合

内国法人であるP社（製造業）は、かねてからF国において工業所有権を保有しているS社（外国関係会社に該当します。）の株式を保有しています。S社はF国にあるビルの一室を事務所に賃借していますが、S社の主たる事業はその保有する工業所有権に係る使用料を得ることのみであり、S社の銀行口座に使用料が振り込まれるだけであるため、S社の役員及び使用人はその一室を使用して主たる事業に係る活動を行っている実態はありません。なお、S社はこの一室以外の固定施設を有していません。

このような場合において、S社は実体基準を満たすことになりますか。

A 本件については、S社の主たる事業は工業所有権に係る使用料を得ることであり、その使用料はS社の銀行口座において収受することとなっています。S社はビルの一室を賃借しているとのことですが、S社はその一室を使用して、主たる事業に係る活動を行っているという実態がないということですので、その一室は主たる事業を行うに必要な固定施設には該当しないと考えられます。

なお、仮に、ビルの一室を使用していたとしても、その主たる事業が工業所有権に係る使用料を得ることのみであって、その事業活動にその一室を使用する必要もないと認められる場合には、その一室はその主たる事業に必要な固定施設には該当しないものと考えられます。

### (2) ペーパー・カンパニーの判定における管理支配基準について

管理支配基準は、実体基準とともにペーパー・カンパニーを判定するための基準の一つであり、対象外国関係会社を判定する際の経済活動基準（改正前の適用除外基準）における管理支配基準と同様に、会社の機能面から独立した企業としての実体があるかを判定する基準です。

この管理支配基準は、外国関係会社が本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが要件となっています。

法人の事業について管理、支配及び運営を行うということの意味は、法人が事業を行うに当たり事業方針や業績目標などを定め、それらを達成するために、事業計画等を策定するなど、事業をどのように運営していくかを決定し、それらに基づき、裁量をもって事業を執行することと考えられます。

また、管理支配基準における「自ら」行うということは、外国関係会社が事業の管理・支配・運営を自ら行うことを意味するものであることから、その行為の結果と責任等が外国関係会社自らに帰属することであると考えられます。なお、ここでいう結果と責任等が帰属することとは、独立企業として事業を行っていただければ通常生じることとなる結果及び負担すべき責任が帰属することなのであって、外国関係会社の利益が配当を通じて株主である親会社に帰属することまでを意味するものではありません。

一方、外国関係会社の役員が、その親会社又は地域統括会社（以下「親会社等」といいます。）の役員又は使用人を兼務している場合もありますが、その役員が本店所在地国において外国関係会社の役員の立場で外国関係会社の事業計画の策定等を行い、かつ、その事業計画等に従い職務を執行している限りにおいては、管理支配基準を満たすものと考えられます。また、外国関係会社の役員がいわゆる常勤か非常勤かによって左右されるものでもないと考えられます。

この場合において、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行しているのであれば、外国関係会社はその活動に対する報酬を負担するのが通常であると考えられます。そのため、外国関係会社からの報酬の支払いが認められない場合には、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行していることの証明には乏しく、ひいては外国関係会社自らが事業の管理、支配及び運営を行っていないと判断される重要な要素となりえます。とりわけ、地域統括会社の役員又は従業員が、外国関係会社の役員を兼務している場合等、同じグループ会社に勤務している場合は、どちらの会社の立場で業務が執行されたのかの判別は困難であるため、合理的な理由（例えば、労務管理の事務負担の観点等から、別途外国関係会社が報酬を負担していると認められるような事実）なく、外国関係会社から報酬が支払われず地域統括会社から報酬が支払われているときは、その役員は、地域統括会社の役員又は従業員の立場で業務を執行していると判断されることもありえます。

なお、外国関係会社の役員が、名義だけの役員や、不特定多数の会社のために業として行う役員のみである場合には、一般的にはその役員が外国関係会社の事業計画の策定等を行っておらず、職務を執行していないと考えられるため、外国関係会社は自ら事業の管理、支配及び運営を行っていないものと考えられます。

この管理支配基準と実体基準のいずれも満たさない場合には、特定外国関係会社に該当し、租税負担割合が 20%以上であっても、会社単位での合算課税の対象となります。

(注) 改正前の適用除外基準における管理支配基準と改正後のペーパー・カンパニーに係る管理支配基準の内容に変更はありませんので、今回の Q & A は、従来の取扱いを変更するものではありません。

#### Q4 役員が兼務役員である場合

上記 Q1 のケースにおいて、S 社には役員として C のみとその職務に従事しており、その役員 C は、A 社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A 社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に係る事業計画の策定を行った上で、その事業計画に従い資金調達や与信の決定、これらの実行及び事後的な確認やその他の職務を執行しています。なお、役員 C は P 社の F 国における地域統括会社である B 社の使用人を兼務していますが、S 社の業務に関わる報酬は、S 社からその支払いを受けています。

このような場合において、S 社は管理支配基準を満たすこととなりますか。

A 本件については、役員 C は、S 社の役員の立場で S 社の事業計画の策定を行った上で、その事業計画に従い資金調達や与信の決定、これらの実行及び事後的な確認やその他の職務を執行し、これらの職務に対して S 社から役員 C に報酬が支給されています。この場合において、役員 C は、P 社の F 国における地域統括会社である B 社の使用人を兼務しているとのことですが、単なる名義だけの役員として存在しているわけではなく、S 社の役員の立場で S 社の事業計画の策定を行い、かつ、その事業計画に従い職務を執行していることから、管理支配基準を満たすものと考えられます。

他方、役員 C が地域統括会社 B 社の使用人として、その地域内のグループ全体の事業計画の策定を行っている場合であって、役員 C が S 社の役員の立場で S 社の職務を執行していないのであれば、S 社は管理支配基準を満たさないものと考えられます。このため、役員 C は、B 社の使用人として行う職務と S 社の役員として行う職務とを明確に区別しておく必要があります。

#### Q5 一部の業務につき親会社等に確認を求めることがある場合

上記 Q4 のケースにおいて、S 社の業務のうち、資金調達及び与信に係る業務については、全て地域統括会社である B 社に確認を求めることとしています。

このような場合において、S 社は管理支配基準を満たすこととなりますか。

A 本件については、S社の業務のうち、資金調達及び与信に係る業務については、全て地域統括会社であるB社に確認を求めることとしているとのことですが、最終的な確認は地域統括会社であるB社が行うとしても、S社の役員が事業計画案を策定するなど職務執行の重要な事項を自ら判断しているのであれば、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものと考えられます。

また、例えば、一定額以上の案件については、S社は地域統括会社であるB社に情報を報告するのみであり、B社において実際の資金調達や与信に係る事業計画の策定を行うこともあるかと思いますが、この場合であっても、一定額未満の案件についてはS社において事業計画案を策定し、その事業計画に従って、実際に職務を執行しているのであれば、その範囲においては、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っており、管理支配基準を満たすものと考えられます。

しかしながら、S社において事業計画の策定は一切行わず、全ての事項について親会社等の指示を仰いで職務執行しているだけの場合には、次のQ6に該当するものを除き、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないものと考えられます。

#### Q6 事業計画の策定は親会社等が行い、外国関係会社の役員はその策定された計画に従って職務を執行しているのみである場合

上記Q4のケースにおいて、地域統括会社であるB社は、その地域内におけるグループ全体の与信に係る業務に関する事業計画の策定を行っており、S社の役員はその事業計画に従って職務を執行しています。その事業計画では、与信に当たっての資金調達をどのように行うかは記載されていないため、S社の役員は資金調達に関しては、自ら資金調達計画を策定し、金融機関等から必要となる資金を調達しています。

このような場合において、S社は管理支配基準を満たすことになりますか。

A 本件において、仮に、地域統括会社B社がS社の全ての事業計画の策定を行い、S社の役員Cがその事業計画に従い与信の実行をしているだけの場合には、S社において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていないものと考えられます。

本件については、S社は別途、資金調達等、与信に係る業務以外の業務に関する事業計画の策定を自らがを行い、S社の役員Cがその事業計画に従い実際に資金調達等を実行していることから、S社において事業の管理、支配及び運営

を自ら行っており、管理支配基準を満たすものと考えられます。

#### Q7 業務の一部を委託している場合

上記 Q4 のケースにおいて、S 社の業務のうち、資金調達や与信に係る業務の一部については F 国における金融機関に委託しています。また、契約書の作成については F 国における弁護士に助言を求め、帳簿作成等に係る業務は P 社の F 国における地域統括会社である B 社からシェアードサービスの提供を受けています。

このような場合において、S 社は管理支配基準を満たすことになりますか。

- A 管理支配基準では、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが要件とされていますが、自ら事業計画の策定等を行っており、その事業計画等に従って業務を行っているのであれば、その業務の一部を委託していたとしても、そのことだけでは管理支配基準を満たさないことにはならないと考えられます。

本件については、S 社において、例えば A 社の資金需要を把握し、外貨の調達の規模、入金・回収の時期といった事業計画の策定を行った上で、実際の調達業務や入金・回収業務については金融機関に委託しているのであれば、S 社はその事業の管理、支配及び運営を自ら行っており、管理支配基準を満たすものと考えられます。

なお、契約書の作成等の補助業務（広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいいます。以下同じです。）について、例えば現地法令に詳しい弁護士等の外部専門家に助言を求めることは、管理支配基準の判定の要素にはなりません。また、経理事務等のような、いずれの会社にあっても共通的に発生する業務について、経済的合理性の観点からいわゆるシェアードサービスの提供を受けたとしても、そのことのみをもって管理支配基準を満たさないことにはならないと考えられます。

#### Q8 外国関係会社の事業が工業所有権に係る使用料を得ることのみである場合

上記 Q3 のケースにおいて、弁護士事務所に所属する D 弁護士が S 社の役員として登記されており、S 社には他に役員や使用人は存在していません。S 社の役員 D は、P 社の指示の下、S 社専用の銀行口座に使用料が振り込まれたら P 社に報告するとともに、一定額が貯まったら P 社に送金する業務を行っています。

このような場合において、S社は管理支配基準を満たすことになりますか。

- A 本件については、S社は資産として工業所有権を有し、P社の指示の下、その使用料の入金を受け、親会社Pに報告をするとともに、一定額が貯まったら親会社Pに送金することが主な業務となっています。このことからすると、役員Dが行っていることは判断を伴わない単なる取次ぎにすぎず、S社は自ら事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行しているとは考えられません。このため、S社は管理支配基準を満たさないものと考えられます。

## II 対象外国関係会社の判定に係る経済活動基準における航空機リースについて

平成 29 年度改正では、外国関係会社の経済活動の内容に着目して、外国関係会社が、会社全体として、いわゆる「能動的所得」を得るために必要な経済活動の実体を備えているかを判定する基準として、いわゆる「経済活動基準」が設定されています。経済活動基準は、改正前の適用除外基準と同様の四つの基準（①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準／所在地国基準）とされ、外国関係会社がこれらのうちいずれかを満たさない場合には、能動的所得を得る上で必要な経済活動の実体を備えていないと判断されます。この場合には、対象外国関係会社に該当し会社単位での合算課税の対象となります。

また、一定の要件を満たす航空機の貸付けを行う外国関係会社について、事業基準の対象から除くこととされ、事業基準の内容の見直しが行われています。

### 実体のある航空機リース業に係る事業基準の整備

〔措法66の6②三イ〕  
〔措令39の14の3⑩〕



### 実体のある航空機リース業の判定基準

1. 通常必要業務従事基準（措法66の6②三イ、措令39の14の3⑩一）  
役員又は使用人が本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること
2. 費用基準（措令39の14の3⑩二）  

$$\frac{\text{航空機の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支払額の合計額}}{\text{航空機の貸付けに係る業務に従事する役員・使用人に係る人件費の額の合計額}} \leq 30\%$$
3. リース収益人件費割合基準（措令39の14の3⑩三）  

$$\frac{\text{航空機の貸付けに係る業務に従事する役員・使用人に係る人件費の額の合計額}}{\text{航空機の貸付けによる収入金額 - 貸付けの用に供する航空機に係る償却費の額の合計額}} > 5\%$$

## Q9 事業基準から除外される航空機リース会社における「通常必要と認められる業務」の範囲

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は航空機リース業を主たる事業とする外国関係会社に該当します。S社の役員及び使用人は、F国において航空機リースを行うための業務と

して、a) 購買活動・資金調達、b) 営業活動、c) 条件交渉・契約書作成、d) 取引管理、e) 機材管理、f) 与信管理、g) 機材売却などを行っています。

このような場合において、S社の役員及び使用人は、措置法第66条の6第2項第3号イに規定する航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることになりますか。

A 平成29年度改正において、外国関係会社の役員又は使用人が、本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している等の要件を満たす場合には、実体のある事業を行っている航空機リース会社として事業基準の対象となる外国関係会社から除外することとされています（措置法66の6②三イ）。

この航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務ですが、航空機リース業を主たる事業としている会社では、通常、以下のような業務が行われているようです。

a) 航空機製造会社及び同業他社への購買活動、リースバックを前提とした航空会社からの売却提案への対応及び親会社や金融会社等からの資金調達

ex. 市場動向把握、交渉

b) 航空会社（借り手）向け営業活動

ex. 事業計画/機材計画等の聴取、市場動向把握

c) 航空会社（借り手）との条件交渉・基本合意書作成・契約書作成

ex. リース契約（リースバック取引である場合には併せて機材の売買契約）に関する条件交渉・基本合意書の作成・契約書の作成

d) 取引管理

ex. 入金チェック、保険管理、航空会社における契約遵守状況モニタリング

e) 機材管理

ex. 技術評価、整備単価等評価、航空会社における機材整備状況モニタリング

f) 与信管理

ex. 与信先財務分析、懸念先モニタリング、信用事由発生時の機材及び債権回収

g) リース期中及びリース満期時における再販活動（機材売却、再リース、リース延長）

ex. 同業他社や投資家、航空会社等に対する営業活動

これらの業務のいずれにも従事していると認められる場合には、航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

本件については、S社の役員及び使用人は本店所在地国であるF国において、上記a)～g)の業務に従事しているとのことですので、航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。



## Q10 通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定

上記 Q9 のケースで、S 社の航空機リース業に係る業務のうち、次の業務については、それぞれ次のとおり委託を行っています。

- (1) 「a) 購買活動」に当たって、通関士に輸出入関連手続を委託
- (2) 「c) 条件交渉・契約書作成」に当たって、弁護士にひな型の作成を委託
- (3) 「e) 機材管理」に当たって、機体メンテナンスを整備会社に委託
- (4) 「a) 購買活動」、「b) 営業活動」及び「g) 機材売却」に当たって、グループ会社に製造会社及び航空会社等への取次ぎや調査を委託
- (5) 「f) 与信管理」に当たって、債権回収をサービサーに委託

このような場合において、S 社の役員及び使用人は、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イに規定する航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなります。

なお、この航空機リース業に係る人件費の総額に占めるこれらの業務委託費の総額の割合は 30% 以下となっています。

A 実体のある事業を行っている航空機リース会社として事業基準の対象となる外国関係会社から除外されるためには、外国関係会社の役員又は使用人が、本店所在地国において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることが要件の一つとされています。この「全てに従事している」かどうかの判定に当たって、委託を一切行ってはいけなと解するのは適当ではありませんが、外国関係会社の役員又は使用人が、通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなるためには、補助業務を除き、業務委託に当たって、その外国関係会社が仕様書等（工事、工作などの内容や手順などを説明した書面その他これに類するものをいいます。以下同じです。）を作成し、又は指揮命令していることが必要であると考えられます（措通 66 の 6-16）。

そこで、本件については、上記(1)～(5)の業務委託が行われているとのことですが、上記(1)及び(2)については補助業務に係る委託に該当し、上記(3)～(5)の業務委託については、S 社の役員及び使用人が仕様書等を作成したり、委託先に具体的に指示を行っていたりする事実があると認められる場合には、S 社の役員及び使用人は航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

なお、外国関係会社が航空機リース業を行うに当たり、その親会社等と協議し、その意見や承認を求めることも考えられますが、案件を提案したり、方針を策定したりするのが外国関係会社であるのであれば、この要件の判定には影響を与えないものと考えられます。

### Ⅲ 部分適用対象金額に係る合算課税の対象範囲について

平成29年度改正では、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容により把握するという方向性に沿って、いわゆる「受動的所得」として部分合算課税の対象となる所得の範囲及び合算対象所得の計算方法等の見直しが行われています。また、外国関係会社の行う事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じた一定の所得について、部分合算課税の対象となる所得の範囲の見直しに伴い、租税回避リスクを所得類型ごとに判断し、外国関係会社にその所得を得るだけの実質を備えていると考えられるものを、事務負担も考慮して、個別に除外することとされています。

部分合算課税の対象となる所得の範囲の比較

措法66の6⑥  
措令39の17の3  
措規22の11

【改正前】（旧措法66の6④等）	【改正後】（新措法66の6⑥等）
持株割合10%未満の株式等に係る剰余金の配当等（一） ※	剰余金の配当等（一） ◎ （持株割合25%以上（注）の株式等に係る配当等を除く。） （注）一定の資源投資法人から受ける配当等にあつては、10%以上
債券の利子（二） ※	受取利子等（二） ◎ （業務の通常の過程で得る預貯金利子、一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子、一定の割賦販売等に係る利子、一定のグループファイナンスに係る利子を除く。）
債券の償還差益（三） ※	
持株割合10%未満の株式等の譲渡益（四） ※	有価証券の譲渡損益（四） ◎ （持株割合25%以上の株式等に係る譲渡損益を除く。）
債券の譲渡益（五） ※	
—	有価証券の貸付けの対価（三） ◎
—	デリバティブ取引に係る損益（五） ◎ （ヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引、一定の商品先物取引業者等が行う商品先物取引、先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引、一定の金利スワップ等に係る損益を除く。）
—	外国為替差損益（六） ◎ （事業（外国為替差損益を得ることを目的とする投機的取引を行う事業を除く。）に係る業務の通常の過程で生ずる損益を除く。）
—	その他の金融所得（七） ◎ （ヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益を除く。）
特許権等の使用料（六） （自己開発等一定のものに係る使用料を除く。）	無形資産等の使用料（九） （自己開発等一定のものに係る使用料を除く。） （注）無形資産等の範囲は、改正前の事業基準における無形資産等の範囲と同様。
—	無形資産等の譲渡損益（十） （自己開発等一定のものに係る損益を除く。） （注）同上。
船舶・航空機の貸付けの対価（七）	固定資産の貸付けの対価（八） （本店所在地国で使用に供される等の固定資産の貸付けによる対価、一定の要件を満たす事業者が行う貸付けによる対価を除く。）
—	異常所得（十一） （注）資産、人件費、減価償却費の戻り等の無い所得

上記※の所得については、事業（株式保有業等の特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことができない業務から生じたものは合算対象から除外。

上記◎の所得については、一定の要件を満たす金融機関は、合算対象から除外。ただし、異常な水準の資本に係る所得は合算対象。

#### Q11 「受動的所得」である受取利子等のうち活動の実体がある場合として除外されるグループファイナンスに係る利子の要件における通常必要と認められる業務の範囲

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は物品販売業を主たる事業として行う部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第6項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいいます。以下同じです。）に該当します。S社は、物品販売業とは別に、関連者等（措置法令第39条の17の3第8項第2号イからハまでに掲げる者をいいます。以下同じです。）に金銭の貸付けを行うために、F国において事務所を設け、F国においてS社の役員及び使用人がa)財務業務及びb)貸付業務に従事しています。

このような場合において、S社の役員又は使用人は、同号に規定する金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることになりますか。

また、上記b)に係る業務の一部を委託している場合はどうですか。

- A 多数の外国関係会社を構えて国際的に事業展開する企業グループにおいては、各事業会社の資金需給を調整し、グループ全体での資金効率の最適化を図るためにいわゆるグループファイナンス機能を有する外国関係会社を設立する場合があります。そこで、平成29年度改正において、本店所在地国において実体のあるグループファイナンス事業を行っているとして認められる部分対象外国関係会社が関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子については、部分合算課税の対象から除外することとされています（措置法66の6⑥二、措置法令39の17の3⑧二）。

部分合算課税の対象から除外されるグループファイナンスに係る利子とは、部分対象外国関係会社のうち、その本店所在地国においてその行う金銭の貸付けに係る事務所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、その本店所在地国においてその役員又は使用人が金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが、その関連者等に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額とされています。

ここで、グループファイナンス事業は、通常、グループ各社において以下のような業務を行っています。

a) 財務業務

- ① 自社の投資計画や負債の返済見通し等をもとにした資金計画の作成、資金需要の予測等の親会社又は資金管理会社※1への報告

※1 グループファイナンスを実施する際に、多国籍企業グループは、通貨・為替、時差、法令・規制等の観点からグループをいくつかの範囲に分割し、その範囲の資金管理を統括する資金管理会社を設立している場合があります。また、地域統括会社が兼務している場合もあります。

- ② グループ各社から報告された情報に基づくキャッシュ残高や予測に係る情報に基づくグループ全体又は資金管理会社の管理する単位の資金計画の策定、金利設定等※2

※2 資金計画の策定にあたっては、グループ内の余剰資金の有効活用のほか、外部からの資金調達をすることも考えられます。

- ③ 資金計画に基づく具体的なグループファイナンス方法の検討※3

※3 例えば、自社の資金計画や貸付時点の外部環境等を踏まえ、貸付方法（長期又は短期のロールオーバー）、貸付条件（変動又は固定）等について経済性を踏まえた検討を行うことが該当します。

b) 貸付業務

- ④ 上記③に基づき貸付けを実施。契約事務、入金管理・回収等

このため、S社の役員又は使用人が上記 a) 財務業務及び b) 貸付業務のいずれにも従事している場合には、当該部分対象外国関係会社の役員又は使用人は金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。なお、上記 a) の財務業務をグループ内で分担して行っているような場合には、上記 a) 財務業務の①から③までのいずれかの業務及び b) 貸付業務に従事している場合であっても当該通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

また、S社が銀行等の金融機関ではない場合、上記④の業務については、以下のとおり委託が行われることがあるようです。

⑤ 銀行等の金融機関の提供するキャッシュ・マネジメント・システムを利用し、上記③で決定した貸付先・貸付金額・貸付期間を設定して会社間貸借を適時自動的に実施すべく銀行等に委託

⑥ 上記④の入金管理・回収等を代行会社に委託

部分対象外国関係会社の役員又は使用人が通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなるためには、補助業務を除き、業務委託に当たって、その外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令していることが必要であると考えられます。この点、グループファイナンスに関しては、上記①～④の業務が行われることが前提となっており、上記③で貸付先・貸付金額・貸付期間等が設定され、それに基づき会社間で金銭消費貸借契約が結ばれることとなっています。その上で、上記③で設定された条件等に従って上記⑤及び⑥の業務委託が実施されるものであれば、通常は、外国関係会社が仕様書等を作成し、それに沿って業務委託をしているものと考えられます。

**Q12 グループファイナンスに係る利子の要件における「通常必要と認められる業務の全て」が当該事業年度内に行われていない場合において、役員又は使用人が業務の全てに従事しているかどうかの判定**

上記 Q11 のケースにおいて、前期にグループファイナンスに係る a) 財務業務は行ったものの、b) 貸付業務については当期以降に行うことが見込まれています。

このような場合において、S社の役員及び使用人は措置法令第 39 条の 17 の 3 第 8 項第 2 号に規定する金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなりますか。

**A** 上記 Q11 においてグループファイナンス事業を行う会社における金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定に当たって、a) 財務業務及び b) 貸付業務について、

それぞれの業務の一部をグループ内で分担している場合であっても外国関係会社がいずれの業務も実施していなければならないとしているところです。

Q12 は、前期において a) 財務業務及び b) 貸付業務のいずれか一方の業務が実施され、当期以降にもう一方の業務が行われる場合には、通常は外国子会社合算税制における合算対象となるかどうかの判定は事業年度ごとに行うことから、部分合算課税の対象から除外されるグループファイナンスに係る利子の要件における通常必要と認められる業務の全てに従事しているかどうかの判定に当たっても、事業年度ごとに判定する必要があるのかという質問になります。

この点、例えば、貸付業務については利子を収受しつつ、最終的に全てを回収するまでには長期間を要することが見込まれるところであり、上記 Q11 の a) 財務業務の①から③までで貸付期間等が決定された上で、それに基づき b) 貸付業務が実施されているのであれば、その金銭の貸付けに係る a) 財務業務と b) 貸付業務とは一体として実施されたものといえることから、仮に b) 貸付業務が当期以降に実施されたとしても、金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

### Q13 デリバティブ取引に係る損益の額

内国法人である P 社は、F 国を本店所在地国とする S 社の株式を保有しています。S 社は卸売業を主たる事業として行う部分対象外国関係会社に該当します。S 社は先物市場において取引される商品を取り扱っています。S 社は、商品を都度調達し、都度販売しますが、期末における商品の保有高とその後の販売予定を合わせみると買い持ちが見込まれています。この商品の将来の値下りリスクに備えてヘッジ取引を行うことを考えていますが、商品の出入りがあるため、ヘッジ対象資産とデリバティブ取引等を紐つけるのは難しく、その買い持ち残額（差額）について先物の売り予約を行うこととしています。

このようにヘッジ目的で差額についてデリバティブ取引等が行われている場合について、措置法規第 22 条の 11 第 8 項のいわゆる事業者単位の特例となるデリバティブ取引等に該当しますか。

A 平成 29 年度改正において、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容によって把握するという方向性に沿って、デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額に係る所得の金額が部分合算課税の対象となる金額に追加されていますが、一定のデリバティブ取引に係る損益については、部分合算課税の対象となる金額から除外することとされ、ヘッジ取引として行った以下の

損失の額又は利益の額は、部分合算課税の対象となる金額とされません(措置法 66 の 6 ⑥五)。

## ① 原則

### イ 繰延ヘッジ処理対応

ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第 61 条の 6 第 1 項各号（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に掲げる損失の額に相当する金額をいいます。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行った場合において、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときのそのデリバティブ取引等（下記ロに該当するデリバティブ取引等を除きます。）に係る損失の額又は利益の額（措置法規 22 の 11⑦一）

### ロ 時価ヘッジ対応

ヘッジ対象有価証券損失額（売買目的外有価証券相当有価証券（法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 2 号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券をいいます。）の価額の変動により生ずるおそれのある損失（期末時換算法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除きます。）の額をいいます。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行った場合において、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときのそのデリバティブ取引等に係る損失の額又は利益の額（措置法規 22 の 11⑦二）

## ② 事業者単位の特例

部分対象外国関係会社はその事業年度において行ったデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行ったものである場合（次に掲げる要件を満たす場合に限ります。）には、その部分対象外国関係会社に係る内国法人は、上記①にかかわらず、その部分対象外国関係会社はその事業年度に行った全てのデリバティブ取引等をもってヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引とすることができることとされています（措置法規 22 の 11⑧）。

イ ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産等の内容、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行うデリバティブ取引等の方針及びその行うデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果の評価方法に関する書類を作成していること。

ロ 上記イの書類において、その行うデリバティブ取引等のおおむね全部がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行うことが明らかにされていること。

ハ 上記イの書類において定められた方針に従ってデリバティブ取引等を行うために必要な組織及び業務管理体制が整備されていること。

ニ ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果について、上記イの書類において定められた方針に従って定期的に確認が行われていること。

本件については、ヘッジ対象資産が流動的であるため、それと紐をつけてヘッジ手段を講ずることが困難であることから、期末における商品の保有高とその後の販売予定額との差額についてヘッジを行うこととしています。このため、ヘッジ対象資産とヘッジ手段の対応関係について具体的に帳簿書類等に記載することは困難であるため、上記①イの適用は受けられないものと考えられます。しかしながら、上記②の事業者単位の特例の適用要件については、ヘッジ対象資産とヘッジ手段の対応関係について具体的に帳簿書類等に記載することまでは求められていないため、当該差額をヘッジ対象として、そのヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産等の内容、デリバティブ取引等の方針及び効果の評価方法に関する文書を作成し、上記②のロからニまでの要件を満たし、かつ、外国関係会社とその事業年度に行ったデリバティブ取引のおおむね全部がヘッジ目的で行われている場合には、事業者単位の特例を適用することができます。

#### Q14 商品先物取引業の通常必要と認められる業務の範囲

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は商品先物取引業を主たる事業とする部分対象外国関係会社に該当します。S社の役員及び使用人は、F国において商品先物取引を行うための業務として、a)顧客の勧誘、b)顧客からの取引の委託及び委託取引の執行、顧客との相対取引、c)自己勘定取引、d)リスク管理などを行っています。

このような場合において、S社の役員及び使用人は措置法第66条の6第6項第5号に規定する商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為に相当する行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることになりますか。

また、上記a)及びc)に係る業務の一部をS社の指示の下、関連者に委託している場合はどうですか。

A 平成29年度改正において、租税回避リスクを外国子会社の所得や活動の内容によって把握するという方向性に沿って、デリバティブ取引に係る利益の

額又は損失の額に係る所得の金額が部分合算課税の対象となる金額に追加されていますが、一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損失の額又は利益の額については、部分合算課税の対象から除外することとされています（措置法 66 の 6 ⑥五）。

具体的には、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第 2 条第 22 項各号（定義）に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行うその行為に係る事業（以下「商品先物取引業」といいます。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限ります。）が行う同条第 13 項に規定する外国商品市場取引及び同条第 14 項に規定する店頭商品デリバティブ取引に相当する取引に係る損失の額又は利益の額（措置法規 22 の 11⑩）については、部分合算課税の対象から除外することとされています。

この商品先物取引業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務ですが、商品先物取引業を主たる事業としている会社では、通常、以下のような業務が行われているようです。

a) 顧客の勧誘

ex. 顧客勧誘方針の構築、実際の勧誘等

b) 顧客からの取引の委託※1 及び委託取引の執行※2、顧客との相対取引（商品の組成も含む）※3

※1 ex. 顧客の証拠金及び資産の預かり及び区分管理

※2 ex. 顧客からの委託に従い、取引所市場において取引を執行

※3 ex. 顧客の要望に応じて、商品を組成。また、組成した商品について顧客に販売

c) 自己勘定取引

ex. ブローカー業務を行っている場合には、委託取引と区分し、自己資金の運用の一環として実施している場合があるようです。相対取引を行っている場合には、顧客との相対取引で発生したポジションを適宜取引所市場や他の相対取引を通じて処分するもののほか、ブローカー業務と同様自己資金の運用の一環として実施するものがあるようです。

d) リスク管理

ex. リスク管理方針の構築及び実行（トレーダーのポジション管理等）。コンプライアンス方針の構築及び実行（顧客の勧誘、委託資産の管理等）

これらの業務のいずれにも従事していると認められる場合には、商品先物取引業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

本件については、S 社の役員及び使用人は本店所在地国である F 国において、上記 a)～d) の業務に従事しているとのことですので、商品先物取引業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していると考えられます。

また、上記 a) 顧客の勧誘及び c) 自己勘定取引に係る業務については、以下のとおり委託が行われることがあります。



イ 上記 a)顧客の勧誘に関して、F国以外の地域の顧客について、その地域の関連者に取引の取次ぎを委託

ロ 上記 c)自己勘定取引に関して、S社の営業時間外において、その保有するポジション（いわゆる「ブック」）の管理を営業時間の異なる関連者に委託

このため、部分対象外国関係会社の役員又は使用人が、通常必要と認められる業務の全てに従事していることとなるためには、補助業務を除き、業務委託に当たって、その外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令していることが必要であると考えられますので、S社は関連者へのこれらの業務委託に当たって、その内容を具体的に指示している事実関係を有している必要があると考えられます。

なお、外国関係会社が上記 a)～d)の業務を行うに当たって、親会社等と協議し、その意見や承認を求めることもあると考えられますが、案件を提案したり、方針を策定したりするのが外国関係会社であるのであれば、この要件の判定には影響を与えないものと考えられます。

#### Q15 外国為替差損益がある場合の取扱い

内国法人であるP社は、F国を本店所在地国とするS社の株式を保有しています。S社は物品販売業を主たる事業とする部分対象外国関係会社に該当します。S社は商品をF国以外の地域に輸出して販売していますが、措置法規第22条の11第14項第1号に規定する機能通貨以外の通貨（特定通貨）で決済することとしているため、外国為替差損益が生じます。

このような場合において、S社に生ずる外国為替差損益は、措置法第66条の6第6項第6号に規定するその行う事業に係る業務の通常のプロセスにおいて生ずる利益の額又は損失の額に該当することになりますか。

A 平成29年度改正において、部分対象外国関係会社が行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額または損失の額（以下「外国為替差損益」といいます。）に係る所得の金額が部分合算課税の対象となる金額に追加されています（措置法66の6⑥六）。外国為替差損益とは、具体的には、各事業年度において行う特定通貨建取引の金額又は各事業年度終了の時にあって有する特定通貨建資産等の金額に係る機能通貨換算額につき法人税法第61条の8から第61条の10（為替予約差額の配分）までの規定その他法人税に関する法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される金額とされています（措置法規22の11⑬）。

ただし、部分対象外国関係会社が行う事業（外国為替相場の変動に伴って生

ずる利益を得ることを目的とする投機的な取引を行う事業を除きます。)に係る業務の通常過程において生ずる利益の額又は損失の額(措置法66の6⑥六、措置法令39の17の3⑬)については、部分合算課税の対象となる金額から除外することとされています。

ここで、「業務の通常過程において生ずる利益の額又は損失の額」の範囲については、外国為替取引は、一般的には実需取引と投機取引に分けることができると考えられるところ、このうち実需取引に該当するものであると考えられます。実需取引とは、一定の経済活動に必要な取引であり、貿易取引や資本取引のように、商取引において為替の売買が発生するような取引が該当し、会社が行う輸出入取引や投資活動が中心になるものと考えられます。他方で、投機取引とは、為替相場の変動に伴って生ずる差額を利得とするために行う取引であり、取引そのものから利益を得ようとする経済活動が中心になるものと考えられます。

このため、本件について、S社に生じた外国為替差損益は、貿易取引によって生じたものと考えられるため、その行う事業に係る業務の通常過程において生ずる利益の額又は損失の額に該当することになると考えられます。